

令和4年7月20日

各位

日本行政書士会連合会
申請取次行政書士管理委員会

申請取次行政書士に係る届出済証明書の更新手続に関する特例措置について【重要】

平素は、本会事業に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

従来、申請取次行政書士の届出済証明書更新の申出については、届出済証明書の有効期限から遡り3年の間に、当委員会が指定する実務研修会を1回以上受講し、その修了証書をもって所属単位会にてお手続きいただくよう御案内してまいりました。

このコロナ禍においては一昨年度よりVOD講座を用いた研修会を実施しているところですが、年間の実務研修会の開催回数が、集合開催時の6回から4回に減り、また、研修の受講から修了証書発送までに一定の日数を要すること等により、届出済証明書の更新手続においてご不便をおかけしております。

こうした状況を踏まえ、今般、申請取次関係研修会の受講機会確保や更新手続の利便性向上の観点から、以下のとおりVOD方式による研修における特例措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

【従来の取扱い】

- ・届出済証明書の更新の申出に使用することができる修了証書は、届出済証明書の有効期限から遡り3年以内に発行された実務研修会の修了証書とする。

【措置内容】

- ・届出済証明書の更新の申出に使用することができる修了証書は、届出済証明書の有効期限から遡り3年以内に発行された実務研修会の修了証書又は1年以内に発行された事務研修会の修了証書とする。

適用開始 令和4年8月1日 所属単位会受付分より当面の間

※届出済証明書の更新を目的に事務研修会（新規）を受講する場合であっても、受講料や提出課題・修了証書等の取扱いは事務研修会と同様の取扱いとなりますので、予め御了承ください。

※実務研修（更新）の修了証書をもって新規の届出はできないものとする取扱いに変更はありませんので御留意ください。

以上